

## 建設業許可・経営事項審査電子申請の Q&A

### Q1

電子申請システムのシステム名称は？

### A1

正式には、「建設業許可・経営事項審査電子申請システム」で、略して「建設業許可等電子申請システム」や「JCIP」（ジェイシップ）と呼ばれています。

### Q2

電子申請システムは三重県が運用しているのか。パソコンやスマートフォンで使えるのか。

### A2

国土交通省が所有しており、三重県はこのシステムを利用して三重県知事許可の電子申請等を受け付けます。

動作の対応しているものとしては、OS が Windows8.1、10、11 のパソコンで、ブラウザが Microsoft Edge、Google Chrome に対応し、PDF 閲覧ソフトがインストールされていることが必要です。スマートフォンには対応していません。

### Q3

電子申請システムのアドレスを知りたい。

### A3

<https://prod.jcip.mlit.go.jp/TO/TO00001>

です。

### Q4

建設業許可申請・更新や経営事項審査の申請は、全て電子申請でないとできなくなるのか。

### A4

従来どおりの紙媒体での受け付けも行います。電子申請システムでの申請でないと受け付けなくなるわけではありません。

電子申請システムは、申請の他に、変更届、廃業届にも対応します。

また、建設業の認可申請については、紙媒体のみの受付となります。

#### Q5

通常の申請（紙媒体）では3部提出が必要だが、電子申請システムでの申請はどうなるのか。

#### A5

電子申請システムでの申請の場合は、画面からの入力と添付ファイルのみとなります。様式関係のほとんどは画面入力となります。登記事項証明書や登記されていないことの証明書、健康保険証の写しなどの書類はPDFで添付していただくこととなります。控えが必要な場合は、一式をダウンロードしていただくか、印刷していただくこととなります。

#### Q6

国のパンフレットを見ていると、電子申請に対して「許可通知は電子交付について行政庁により対応が異なる」とあるが、三重県はどう対応するのか。

#### A6

従前と同じく紙媒体での交付です。

#### Q7

電子申請システムで申請したが、電話で問合せをしたい。どこの事務所へ連絡するのか。

#### A7

電子申請システムで申請、届出をした場合は、主たる営業所の所在地の市町を所管している建設事務所に自動的に振り分けてシステムで各事務所に届きます。該当する所管の事務所へ連絡願います。

なお、システム操作に関する問合せについては、ヘルプデスク（0570-033-730）へ連絡願います。

#### Q8

電子申請システムで申請する際の手数料の納付はどうなるのか。

#### A8

申請者が電子申請システムで申請した後、三重県が納付指示をシステム上で通知しますので、申請者は納付指示の金額を納付してください。

三重県知事許可業者の電子申請についての納付は、インターネットを通じた対応のみとなります。

具体的には、Pay-easyのマルチペイメントネットワークを用い、申請者は電子申請システムの画面から収納代行業者の支払いサイトに遷移し、金融機関選択後に当該金融機関のインターネットバンキングサービスで納付します。対応金

融機関のネットバンキングの契約があることが前提となります。

納付がなされると、所管建設事務所はシステムを通して納付済となったことを確認できるようになります。

三重県が委託する収納代行業者に対応している金融機関は、百五銀行、三十三銀行、ゆうちょ銀行などのインターネットバンクです。この収納代行業者と対応するインターネットバンクについては、HP「建設業のための広場」で案内していますのでご確認ください。

また、建設業許可申請及び経営事項審査申請に対して、手数料の納付後に審査を始めますが、審査開始後、手数料は返還しませんので注意してください。

#### Q9

データ連携により書類の取得・添付が一部不要とパンフレットにあるが、三重県知事許可ではどうなるのか。

#### A9

三重県知事許可業者について、電子申請システムでの申請で令和5年1月時点でのデータ連携による入力が可能なものとして、

- ・納税情報（消費税及び地方消費税）
- ・経営状況分析結果

があります。連携するためには、納税情報は、納税時に e-Tax で登録済みであり連携時に（法人の場合）ID/PW、（個人事業主の場合）マイナンバーカードリーダーで読み取りマイナンバーカードの電子証明パスワードが必要で、経営状況分析結果は、連携時に認証キーが必要です。

（県事業税は令和5年度以降に連携予定のため、現在は連携していません。）

また、バックヤード連携により、添付書類の取得・提出が簡素化されるものとして

- ・技術検定合格証明書（国土交通省）

があります。連携時に資格番号の入力が必要です。

これら連携の詳細については操作マニュアルをご覧ください。

なお、これらの連携ができない場合は、PDF ファイルで添付することになります。

#### Q10

電子申請システムで申請しようと思う。パソコンやインターネット環境はあるが、まず何をすればよいだろうか。

#### A10

第一に、申請のために gBizID（ジービズアイディ）のプライムのアカウントを

取得する必要があります。このアカウントを取得するには、法人及び個人の印鑑証明書と、その印鑑で押印した申請書を **gBizID** 運用センター宛てに郵送する必要があります。登録の審査が原則 2 週間かかるようです。詳しくは、**gBizID** のホームページをご覧ください。

また、**JCIP** トップページに「**G ビズ ID** を作成」ボタンがありますので、そこから作成することもできます。

第二に、申請の手数料をインターネットを通して納付していただく必要があるため、申請者自身がインターネットバンクと契約しておく必要があります。

対応するインターネットバンクについては三重県のホームページで案内します。

### Q 1 1

行政書士として申請を頼まれているが、電子申請する際の注意点は。

### A 1 1

第一に、代理申請のやり方について次の三つの注意点があります。

- ・申請者と行政書士でそれぞれ **gBizID** の取得が必要
  - ・**gBiz** システムで、申請者が委任申請し、代理人は承認することが必要
  - ・電子申請システムで、代理人が委任状を作成し、申請者は承認することが必要
- これで代理申請ができるようになります。詳しくは **gBizID** のホームページや、国土交通省の電子申請システムのホームページをご覧ください。

申請、届出の画面から、代理申請、届出ができるようになります。

ただし、申請については審査終了後、届出については受付完了後、修正できなくなります。申請者への完了報告に使用したい場合には予め印刷するかダウンロードしてください。

また、委任内容については、申請書作成のみや個別の手続単位での委任には対応していません。

第二に手数料の納付についてです。**gBizID** に紐づくので代理人からの支払いとなります。

### Q 1 2

電子申請システムでの申請、届出の分は、閲覧室で閲覧できるのか？

### A 1 2

電子申請システムで申請、届出を行い、審査済、受理済となったものについて、インターネットで閲覧が可能になるまで（本人申請・届出：令和 5 年 4 月 13 日までに申請、届出。代理人申請・届出：令和 5 年 6 月 1 日）は、印刷したものを三重県庁建設業課の閲覧室で閲覧に供しますが、前述した日以降は申請、届出をしたものについては、閲覧室に来なくともインターネットで閲覧できるよう

になります。

また、閲覧室には、インターネットによる閲覧を行うためのパソコンを用意しておりますので、利用される方は建設業課の担当職員にお声掛けください（使用方法及び検索方法についてもその際に説明させていただきます。）

### Q13

申請書類の入力、作成する際の注意点はありますか。

### A13

第一に作成年月日について、この日付は、申請者が任意で入力できるようになっていますが、原則、申請、届出をする日と同じでお願いします。

第二に、修正について、申請、届出の入力、添付ファイルは行政庁による修正ができませんので、補正の指示があった場合には、必ず申請者が修正、添付ファイルの差替をしてください。

第三に、電子ファイルで添付するものはPDFファイルで添付することが必要で、添付すると、項目毎にシステムで自動的にファイル名を付与されます。また、技術者名簿など多数のファイルを添付する場合には、複数のPDFファイルと複数の画像ファイル（jpeg、gif、png、bmp、tiff）を1単位としてアップロードしてPDFファイルに結合する機能があります。

その他、入力、作成の際の注意点については操作マニュアルをご覧ください。

### Q14

国のパンフレットでは、「エラーチェックや自動計算で手間が省ける」とあるがどのようなものがあるか。

### A14

エラーチェックについては、例えば許可申請画面で経営管理者を記載する様式に入力をし忘れた場合や、許可更新の業種入力画面で許可のない業種を選択した場合などに、エラーが出て、申請、届出に進めないようになっています。項目によってはワーニング（警告）が出るものもあります。

自動計算については、工事経歴書の合計や財務諸表の合計が自動で計算されます。項目によっては、その数字を修正できるものもあります。

入力の手間を省くものについては、

(1) 基本情報画面の様式一覧で、必須書類の漏れがないか確認できるようになっている（様式の入力や、ファイルの添付がないと、その書類の行で「OK」と表示されない）。

(2) 前回は電子申請の場合、申請書や、財務諸表、経審の技術者情報などについて、情報を引用できる機能があります。

ただし、これらの詳細は操作マニュアルをご覧ください。